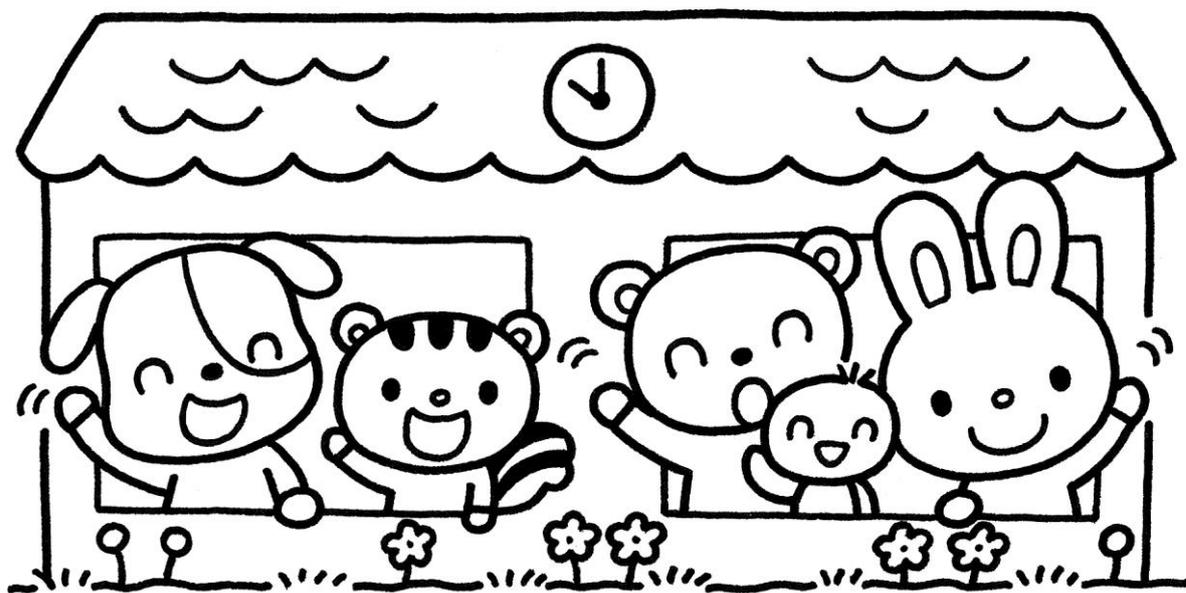


令和7年度

上尾西保育所のしおり

重要事項説明書



上尾市立上尾西保育所

上尾市春日2-20-3

TEL 772-3544

FAX 772-6511

*** も く じ ***

上尾西保育所について

概要と沿革	1
上尾市保育所共通保育理念 基本方針 保育目標	2
上尾西保育所の保育目標	3

保育について

デイリープログラム	4
保育内容の設定	5
持ち物、服装について	7
慣れ保育、家庭との連絡、集金、給食について	9
幼児教育・保育の無償化、給食費の実費徴収について	10
送迎時の注意事項とおねがい	11
延長保育について	12
延長保育の手続きについて	13
延長保育と延長時間保育との関係について、延長保育料	14
ICTシステム(コドモン)導入について	15
個人情報保護、写真ビデオ撮影について、小学校との連携、 職員研修、保育所の自己評価について	16
安全管理について、子育て電話相談、 赤ちゃん駅の設置、意見と要望について	17
災害時について	18
風水害等の災害時における臨時休園の基準について	19

健康について

健康管理	21
予防接種のおねがい	22
かかりやすい感染症	23
くすりについて	26
「災害共済給付制度」について	27

子育て支援	28
変更事項届出一覧表	30
年間行事予定	31
おさんぽマップ	32

概要

所在地	上尾市春日2-20-3
開設年月日	平成14年2月1日
構造	鉄筋造り 2階建て
規模	敷地面積 2077.10m ² 建物面積 735.13m ² 1階) 保育室、一時保育室、事務室(保健室兼)、調理室、子育て支援センター 2階) 保育室、遊戯室、プール
定員	120名 一時保育10名
対象年齢	生後57日より就学前まで

保育時間について

曜日	朝の延長保育	通常の保育時間	夕方の延長保育
月～金	7:00～8:30	8:30～16:30	16:30～19:00
土	7:00～8:30	8:30～12:00	12:00～18:00

※土曜日保育の朝の開所時間については、延長保育利用申請時間に合わせて開所しております

沿革

上尾西保育所の前身は、昭和45年に定員60名で開設された柏座保育所です。建物の老朽化と子育て支援、一時保育等の保育サービスの多様化を図り、平成14年に移転新築いたしました。新築に伴い【上尾西保育所】と改名し定員を120名に拡大するとともに、産休明け保育の実施・一時保育の実施・上尾市で初めての「子育て支援センター」を併設し、広範囲に市民が利用できる施設となりました。

上尾駅、北上尾駅から徒歩20分と交通の便が良いうえ、住宅と緑いっぱいの公園に囲まれた環境にあります。



上尾市保育所共通保育理念 基本方針 保育目標

◆保育理念

- ・すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める。
- ・すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する。
- ・保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する。

◆保育の基本方針

- ① 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人としての生きる力を養います。
- ② 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図ります。
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ④ 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力が得られるよう努め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行います。
- ⑤ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たします。

◆保育の目標

1. 心身ともに健康な子

- ・養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
- ・友達と一緒に様々な運動や遊びをする子

2. 自分を大切に友だちも大切にできる子

- ・子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
- ・自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

3. 安定した環境の中で考え、働きかけていける子

- ・安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
- ・いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子

4. 何事にも関心を持ち、意欲的に遊べる子

- ・自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
- ・友達と協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子

5. 自己表現のできる子

- ・自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受けいられる子
- ・様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子



上尾西保育所の保育目標

- ◎ 安心して自分を出せる子
- ◎ 元気いっぱい、笑顔いっぱい、あそびを楽しめる子
- ◎ 意欲をもって何事にも取り組める子
- ◎ 自分の思いを伝えられ、相手の思いも聴ける子

○上尾西保育所では、

明るい笑顔と温かいまなざしで、あいさつ・保育を心がけ、お子さまが安心して過ごし保護者の皆さまが安心して預けられる保育所を目指しています。

クラス編成(令和7年4月1日)

児童数 115名

クラス名	てんとうむし	ひよこ	りす	うさぎ	きりん	ぞう	なかよし (一時保育)
年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	1歳～
人数	6人	15人	18人	25人	25人	26人	10人
職員数	2人	3人	3人	2人	3人	2人	2人

職員体制

所長	1名	給食調理員	2名+1名(2名による交代制)
主任保育士	1名	代替保育士	5名
保育士	13名	短時間保育士	5名
相談員	1名	延長時間パート	11名
事務員	1名	用務員	1名(4名による交代制)



デイリープログラム

0才児		1・2才児		3・4・5才児	
時間	活動	時間	活動	時間	活動
7:00	延長保育 順次健康観察	7:00	延長保育 順次健康観察	7:00	延長保育 順次健康観察
8:30	あいさつ 室内あそび	8:30	あいさつ 室内あそび	8:30	あいさつ 室内あそび 水分補給
9:00	おやつ 水分補給	9:00	おやつ 水分補給		異年齢交流
9:30	あそび 室内外 散歩 リズム 等	9:30	あそび 室内外 散歩 リズム 等		散歩、リズム お絵かき 制作 粘土 等
11:00	給食 授乳 水分補給	11:15	給食 水分補給 絵本、紙芝居	11:30	給食 水分補給 絵本、紙芝居
12:00	おひるね		おひるね		おひるね
15:00	おやつ 授乳 水分補給	15:00	おやつ 水分補給	15:00	おやつ 水分補給
15:30	あそび (室内・室外) 順次降所	15:30	あそび (室内・室外) 順次降所	15:30	あそび (室内・室外) 順次降所
16:30	延長保育 おむつ替え あそび 水分補給	16:30	延長保育 あそび 水分補給	16:30	延長保育 あそび 水分補給
19:00	全員降所	19:00	全員降所	19:00	全員降所

※保育内容については、保育所保育指針の五領域に沿った活動を行っています。

※水分補給、おむつ替え、絵本、紙芝居、手あそびなど随時行っています。

保育内容の設定

上尾市立保育所の保育目標に基づき、次のような保育内容を大切にしています。

(1) 基本的な生活習慣を身につけること

① 食事

食事は生きていくために重要であり、特に乳幼児期の食事は、食生活の基礎となることから、市立保育所では全保育所統一献立で、栄養のバランスに配慮しています。給食は保育所内ですべて調理し、加工食品などは使用せず、おいしさと安全性を重視しています。季節の食材を摂り入れたメニューで四季を感じ、給食室からの匂いで食欲が増し、友達と一緒に食べる事で、嫌いなものでも食べてみるなど、何でも意欲的に食べられるように、子どもが食べる事は楽しいと思えるような食事の雰囲気を作り、食事前の手洗い、箸の使い方やマナーも身につけていくよう指導しています。食物アレルギーの除去食など、特別な配慮が必要な子どもへの食事は保護者と話し合いながら進めています。

② 睡眠

睡眠は年齢によっても違いがありますが、保育所では、集団保育・長時間の保育を踏まえ、一人一人の子どもの年齢等により睡眠時間を変えるなど、子どもの疲労に注意し適切な休養がとれるようにしています。乳児の場合は特に、毛布などで口や鼻をふさぐことがないように注意し、うつ伏せ寝はさせておりません。

③ 排泄

排泄の自立は年齢により異なり、大きい年齢では子ども自ら自然要求によりトイレに行けるよう、トイレの使い方、手洗いを日常生活のなかで繰り返して教えていくことで自立につなげていきます。

(2) 素足・薄着

保育所では年齢や一人一人の健康状態に配慮しながら、四季を通じて素足で過ごしています。足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつくことによって、身体全体のバランス感覚、瞬発力などが培われます。また、足裏の「土踏まず」は立ったり、歩いたりする際にバランスをとったり、足が地面に着く時の衝撃を吸収する役割を果たしています。素足で生活することで、「土踏まず」が発達し、歩く、走る、跳ぶ、蹴る、登るなどの動作が安定します。

保育所では日頃から、できる限り薄着で過ごすことを習慣づけています。子どもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で遊ぶことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体になります。

(3) 散歩

散歩などの戸外活動を取り入れ、砂利道・坂道など変化のある道を歩くことで、子どもの足・腰が強くなり、健康な身体づくりにつながっています。散歩を通じ、四季折々の自然を探索し、楽しみながら、小動物や草花・昆虫に触れ、生き物などの大きさ、美しさ、形の不思議さなどを体験します。また、四季とともに変化する、草木花など散歩先で子ども自身が気付いたことを、保育者と共に共感できる喜び・感動を通じ情操豊かな心を育てています。

(4) 水・砂・泥

保育所では、身近にある水、砂、泥んこを使った遊びを大切にしています。水・砂・泥は自由に変化する素材として、プリンやケーキ、カレー、お団子などに形を変えて子どもたちの遊びを広げます。また、身近な道具を使い、砂山から川、ダムを作っていくなど、イメージを膨らませながら友達と一緒に遊ぶことで協働や仕事の分担、考える力や集中する力が育ち、手指・足腰・腕もしっかりしていきます。

(5) 仲間づくり

保育所で友だちと一緒に生活することで、自分の気持ちを相手に伝えたりしながら、自分を表現することを学んでいきます。遊びを通して友だちとかかわり、けんか、ぶつかりあいしながら相手の痛みを感じ、人に対しての思いやりなど心優しさが育っていきます。また、異年齢児との合同保育時においては、自分より大きいクラスの子どもの遊び等を通して、大きい子への憧れの気持ちが育ち、自分より小さいクラスの子ともと交流することで思いやりを育てていきます。

(6) 行事

行事は子どもの生活に変化や潤いを与え、子どもの生活体験を豊かにするものです。「子どもの日」、「七夕」「お月見」「お正月遊び」「節分」「ひな祭り」など、日本古来の伝統的な行事を実施しているほか、家庭ではあまり見られなくなった「餅つき」なども行っています。月々の行事として「お誕生会」などを実施しており、年間行事では「夏まつり」「運動会」「親子交流会」など、保護者の協力を得ながら、子どもが心身ともに発達していけるような行事にするよう努めています。

これらの行事を通し親子のふれあいを大切にし、保護者間の交流も図っています。また、他国籍、宗教等異文化への配慮も行っています。

(7) リズム・歌

保育所では、0～5歳児までの子どもの発達段階を基本にしてリズム遊びを行っています。子どもは、保育者のピアノ伴奏や歌に合わせて、手・足・腕・背中を気持ちよく動かし、トンボ・カメ・ウサギなど身体全体を使ってイメージしながら表現をすることで、手足の先まで神経を行き渡らせ、柔軟な身体や豊かな表現力が養われます。また、縄とび、まりつき、こま、のぼり棒、鉄棒などの用具を使った取り組みもしています。歌は四季折々のうた、わらべうたなどを楽しく歌うことで、子どもの心を豊かにします。

(8) 絵本・紙芝居

絵本・紙芝居・お話を通して子どもの想像力・情操を豊かに育てることを大切にしています。子どもからの表現遊びとして、ごっこ遊び、劇遊びも取り入れています。

(9) 描く・つくる

子どもは自分が体験した事を絵に描きます。自分の描いた絵を通して、楽しかったこと、感じたことなどを表現します。保育所では、子ども一人一人が絵を描くことを大切にしています。また、散歩でみつけた自然物やいろいろな素材・教材を使っての作品作りなどを行っています。



持ち物について

全ての持ち物に必ず名前の記入をお願いします。大きくはっきりと書きましょう。

クラス	準備いただくもの	毎日持ってくるもの
0歳児 てんとうむし	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン } 各5～6枚 Tシャツ(長袖・半袖) } 紙おむつ…ロッカーの中に10枚程度 (1枚ずつビニール袋に入れて) おしりふき(ケース不要) 口拭きタオル(食食用) バスタオル(おむつ替え用、沐浴用) ガーゼ(ミルクを飲む場合) 帽子(ゴム付き) 避難用靴下(歩ける子は靴) ビニール袋(ポップアップ式) 	<ul style="list-style-type: none"> 連絡袋(喫食チェック表) 着替え(補充分) 紙おむつ(補充分) おしりふき(無くなったら補充) 口拭きタオル用の大きめハンドタオル (朝おやつ・給食・午後おやつ) 3枚 ガーゼ(必要に応じて) 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など) 1枚 バスタオル 2枚 お昼寝セット } 週の初めに持参、週末持ち帰り 帽子 }
1歳児 ひよこ	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン } 各5～6枚 Tシャツ(長袖・半袖) } *お子さんに合わせてパンツに移行します 紙おむつ…ロッカーの中に10枚程度 (1枚ずつビニール袋に入れて) おしりふき(ケース不要) 口拭きタオル(食食用) バスタオル(おむつ替え用) 手拭き用タオル(ループ付き) *年度途中より使用 クラス帽子 ビニール袋(ポップアップ式) 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え(補充分) 紙おむつ(補充分) おしりふき(無くなったら補充) 口拭きタオル(朝おやつ・給食・午後おやつ) 3枚 バスタオル 1枚 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など) 1枚 お昼寝セット } 週の初めに持参、週末持ち帰り 帽子 }
2歳児 りす	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン } 各4～5枚 Tシャツ(長袖・半袖) } パンツ } 紙おむつ…ロッカーの中に5～8枚程度 (1枚ずつビニール袋に入れて) おしりふき(ケース不要) 口拭きタオル(食食用) 手拭き用タオル(ループ付き) バスタオル ビニール袋(ポップアップ式) クラス帽子 コップ(巾着袋に入れて) ※年度途中より使用 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え(補充分) 紙おむつ(補充分) おしりふき(無くなったら補充) 口拭きタオル(朝おやつ・給食・午後おやつ) 3枚 手拭きタオル(ループ付き) 1枚 バスタオル 1枚 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など) 1枚 お昼寝セット } 週の初めに持参、週末持ち帰り 帽子 }
3歳児 うさぎ	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン } 各4～5枚 Tシャツ(長袖・半袖) } パンツ } *必要に応じ、おむつ・おしりふき 手拭き用タオル(ループ付き) クラス帽子 コップ(巾着袋に入れて) ビニール袋(ポップアップ式) 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え(補充分) 手拭きタオル(ループ付き) 2枚 コップ、コップ袋 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など) 1枚 お昼寝セット } 週の初めに持参、週末持ち帰り 帽子 }

全クラス共通

- お昼寝セット ベッドシート・タオルケット・毛布等を用意していただき季節によって使い分けます。
- 避難靴(災害時用) 1足…名前を書いたゴムバンドを付ける。
- 置き靴(汚れたとき、濡れたとき用) ※必要に応じて
- ビニール袋…個人持ちになります。無くなったら補充を。(ポップアップ式 Mサイズ 20cm×35cm位)
- 予備のスーパーの袋(汚れ物が多いときなどに使います。リュックサックや手提げカバン等に入れておいてください)
- おむつのサブスクを利用される方は、おむつ・おしりふきの準備は不要です。

	準備いただくもの	毎日持ってくるもの
4歳児 きりん	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン Tシャツ(長袖・半袖) パンツ 各3~4枚 <ul style="list-style-type: none"> 手拭きタオル(ループ付き) クラス帽子 コップ(巾着袋に入れて) ビニール袋(ポップアップ式) 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え(補充分) 手拭きタオル(ループ付き)2枚 コップ、コップ袋 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など)1枚 お昼寝セット 帽子 週の初めに持参、週末持ち帰り
5歳児 ぞう	<ul style="list-style-type: none"> 着替え ズボン Tシャツ(長袖・半袖) パンツ 各3~4枚 <ul style="list-style-type: none"> 手拭きタオル(ループ付き) クラス帽子 コップ(巾着袋に入れて) ビニール袋(ポップアップ式) * 歯磨き指導後より、歯ブラシを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 着替え(補充分) 手拭きタオル(ループ付き)2枚 コップ、コップ袋 * 年度途中より、歯ブラシ 汚れた着替えを入れる袋(スーパーの袋など)1枚 お昼寝セット 帽子 週の初めに持参、週末持ち帰り

長い髪は結びましょう。ビニールのゴムや飾り付きのもの、ピン留めは、誤飲や転倒時の怪我などの危険があるのでやめましょう。

手足の爪は短く切りましょう

重ね着しやすいよう、薄手のTシャツ(半袖・長袖)がいいです。フード付きひも付き、スパンコールやビーズがついたものは危険ですのでやめましょう。冬場のジャンパーも薄手でフードのないものがいいです。

保育所は体を沢山動かして遊ぶところなので、汚れても気にならないものを用意してください。着替えはおさがりで十分ですよ。

3、4、5歳児は階段の昇り降りがありますので、できるだけリュックサックでの登所をお願いしています。

帽子(0歳児)は日差しをよける、つばのあるものがおすすめです。ゴムを付けてください。1~5歳児は、クラスカラーの帽子を使用します。

衣服は“活動しやすく”
“自分で着替えやすいもの”
が好ましいです。

ジーンズなどの伸びにくい素材より、柔らかくて伸びやすい生地が動きやすいです。活動的に遊べるようスカートは使用しません。また、着脱しやすいようファスナー付きズボン、ロンパース、つりズボン、タイツも使用しません。安全のためボタン・ひもが付いていないものを使用します。

靴下は使用しません。

靴は、大きすぎるもの、小さすぎるものは怪我につながる恐れがあります。ちょうどよいサイズを選んであげましょう。できるだけ、週末に持ち帰り洗ってください。

※お名前シールは、剥がれ落ちると口に入れてしまう恐れがあるため、使用は避けてください。

慣れ保育について

お子さまが新しい環境にスムーズに慣れるよう、入所当初の約1週間から2週間を目安に保育時間を短縮して保育を行います。お子さまの状況や年齢により時間及び期間は多少異なりますので、保育所と十分話し合い、ご家族やお勤め先とよく調整していただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

保育所への連絡について

- ・保育所では、コドモンでの連絡は、午前9時、午後2時～3時の間、午後4時に確認いたします。
- ・欠席・遅刻は、午前9時までにコドモン又は電話で必ず保育所へ連絡してください。連絡が無く登園していない場合は、電話で確認をさせていただきます。
- ・仕事や急用でお迎えが遅くなる時は、コドモン又は電話で連絡してください。コドモンでは午後4時までにお願ひします。それ以降は電話での連絡をお願いします。

集金について

- 延長料金の集金袋に代金表示、その他保育所関係の集金・・・黄色ポスト「保育所用」へ
- 杉の子会費(保護者会費)他・・・赤色ポスト「杉の子会用」へ
- ※集金は1週間以内を目安に、早めの納金をお願いします。

給食の献立について

- ※献立表は、前月25日を目安にコドモンで配信します。
- ※公立保育所は統一献立になっています。(毎月1回、保育課栄養士、保育所長、調理担当者、保育士、看護師が給食打ち合わせ会を行い決定しています。)
- ※栄養のバランスをとるため、出来るだけ多くの食品を組み合わせるようにしています。
- ※旬の食材、行事食を取り入れています。
- ※薄味で自然の味を生かした調理を心がけています。

食材喫食チェック表について

公立保育所では「安全でおいしい給食」の提供を行う中で、いろいろな食材を使用しております。安心・安全な給食を進めて行くために、実際に給食で使用している食材を載せた「食材喫食チェック表」を配布し、家庭での喫食状況も定期的に確認させていただきます。

食物アレルギーの対応について

食物アレルギーに伴い、食品の除去や緊急時に備えた処方薬の預かりが必要な場合は、お申し出ください。除去食は完全除去が基本となります。

幼児教育・保育の無償化及び給食費(主食・副食費)の実費徴収について

令和元年10月から、保育所等では、3～5歳児クラスに在籍するお子さまについては、幼児教育・保育の無償化に伴い、保育料をお支払いいただく必要がなくなりました。また、0～2歳児クラスに在籍するお子さまで、住民税非課税世帯についても、保育料が無償化となりました。

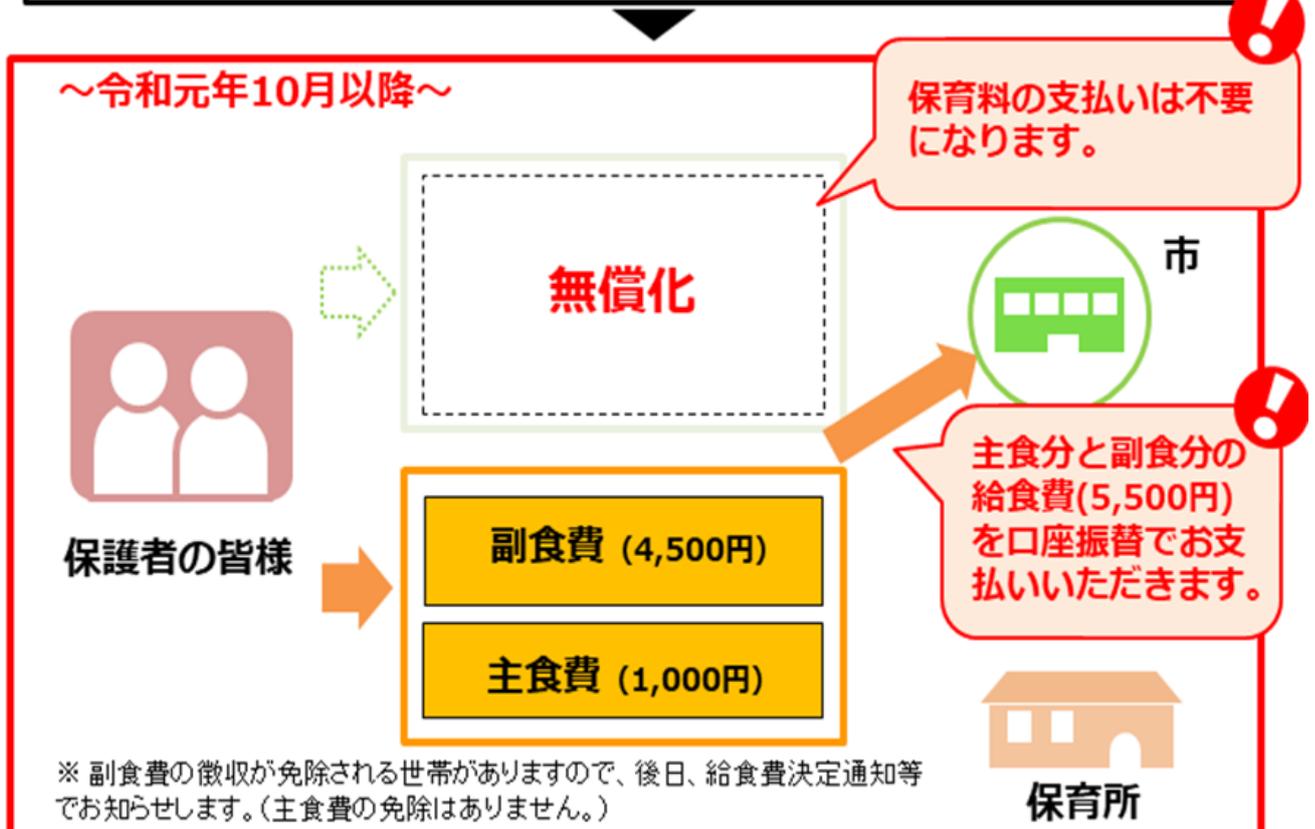
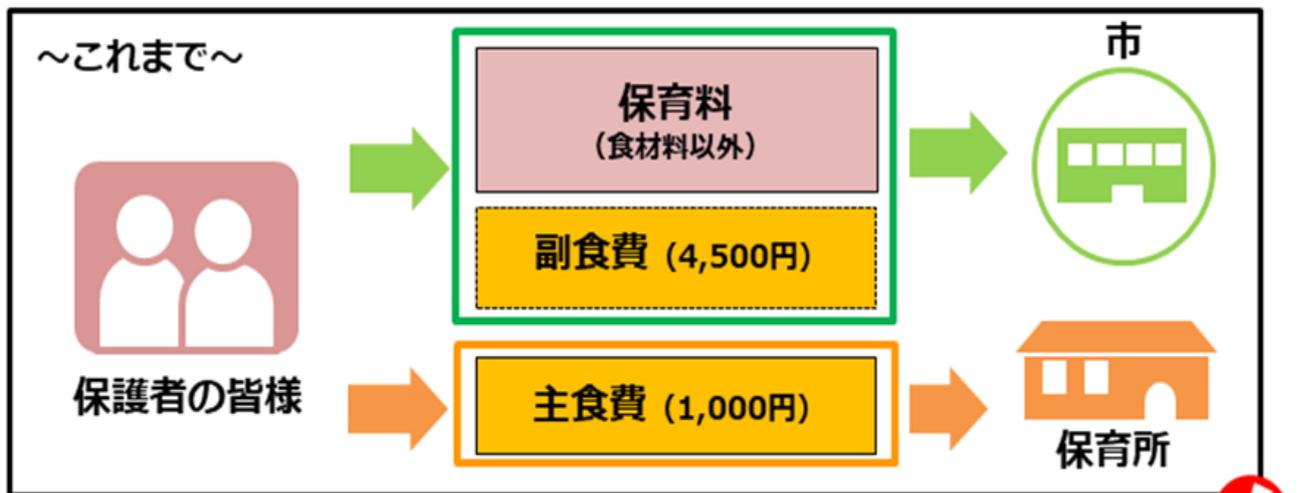
但し、3～5歳児クラスについては、主食費に加え、これまで保育料に含まれていた給食の食材料にかかる費用(副食費)については、保護者の皆さまのご負担となります。

公立保育所では、主食分(1,000円)と副食分(4,500円)を併せた給食費(5,500円)をお支払いいただくことになります。

給食費は、保育料でご登録いただいている口座から振替をさせていただきます。なお通帳への印字は「保育料」となりますが、ご了承ください。(同意書に記入させていただきます。)

※給食費のうち副食費の徴収が免除となる世帯がありますので、該当する方には保育課からお知らせします。(主食費の免除はありません。)

※食材発注の都合があるため、事前に欠席がわかる場合は、欠席の6日前(閉園日は除く)までに保育所長へ申し出てください。減額になる場合があります。(詳しくは保育所長までご相談ください。)



送迎時の注意事項とお願い

* 送迎は保護者の責任でお願いします。

やむを得ず代理の方が迎えに来られる場合は、前もって保育所へお知らせください。(送迎を依頼する方について、事前に一度担任と顔合わせをしてください。中学生以下の児童による送迎は、できません。)

通常のお迎えの方と違った時には、安全確保のため、身分証の提示をお願いします。また、事前に連絡がない場合、保護者に連絡し、確認を取らせていただきます。その間お待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

* 登所した時は、必ずお子様を職員に託し、降所する時は、職員に声をかけてお子様をお引き取りください。

* 車での送迎の方は、地域の方や他の人に迷惑をかけないようにルールを守って下さい。
時間帯によっては駐車場が混み合いますので、速やかな入れ替えにご協力をお願いします。
懇談会や行事の時には駐車場は使えません。なお、「ヤオヒロ」や「ベルク」の駐車場や道路には停めないでください。

* 駐車場の混雑でお迎えが認定時間(標準・短時間)を過ぎる場合は、必ずお電話でご連絡ください。混雑でなくお迎えが遅れた場合は、延長保育料が発生します。

※車上荒らしの被害が多発しています。貴重品等は車内に置かず、必ず身につけて送迎してください。

* **お子さまの安全の為、午前9時30分～午後3時30分まで門を施錠しています。御用のある方はインターホンを押してお知らせください。**

* 保育所出入口門扉の上下は、必ず大人が開閉し、鍵を閉めてください。
門の一步外は駐車場ですので十分注意し、交通安全と防犯のために常にお子さまと一緒に行動してください。

* 保育室とトイレのお手拭きタオルは、毎日取り替えて下さい。
また、2歳以上児のコップも毎日持ち帰り、洗って持ってきてください。
液体入りの二層コップは破損しやすいため、ご遠慮ください。

* 昼寝用のシーツ、上掛けは週一回お休み前に持ち帰り、洗濯を行ってください。

* 保育所に、おもちゃや食べ物などの不要なものは持ち込まないようお願いします。

* リュック、連絡袋にはキーホルダー等つけないようお願いします。

* お子さまの体調の悪い時・けがの時など、職場に連絡をさせていただきます。
連絡先電話・携帯電話は常につながるようにお願いします。
在宅勤務など、日によって連絡先が変わる方は担任にお知らせください。

閉所時間は、19時です。時間厳守でお願いします。



延長保育について

* 延長保育を希望される方は、**延長保育申請書**を提出してください。
勤務時間＋通勤時間で届出をしてください。
勤務状況を調査の上 **延長保育利用決定通知書**を出します。

* 延長保育利用を認められた方でも、お仕事が休みや、早退の場合等は延長保育の利用はできません。平常時間内(8:30～16:30)で送迎してください。

* 臨時延長保育の利用について

突発的な事由により、延長保育を利用される場合は、延長保育を利用する前に必ず保育所に連絡をお願いします。(ただし、19:00 を超えての利用はできません。)連絡がない場合は保育所から連絡を入れさせていただくこともあります。また、臨時的な利用が続く場合は、認定変更や延長保育利用変更などもお願いします。

* 土曜日保育を利用される方は、クラスに申し込み表が掲示してありますので、そちらにご記入ください。おやつの有無の記入もお願いします。発注の都合上、毎週水曜日までをお願いします。尚、欠席がわかった方も早めにお知らせください。

* 仕事を辞めた時は、延長保育利用許可は無効となります。したがって、延長保育の利用はできません。仕事が決まった時点で、新たな利用申請書を提出してください。

<留意事項>

- ・世帯ごとではなく、児童1人ごとに延長保育料がかかります。
- ・月途中の利用形態の変更はできません。
- ・以下のような場合は、延長保育料はかかりません。

- ① 生活保護・非課税世帯の方
- ② JRや新都市交通などの電車が遅延した場合（遅延証明が必要）
- ③ 保育所行事などに参加の場合
- ④ 甚大な被害を及ぼす自然災害が発生した場合
- ⑤ 事故に巻き込まれたとき（事故証明書で証明できる場合）

※駐車場が混みあっている場合は保育所にご連絡ください。保育所で状況を確認のうえ判断します。

※渋滞に巻き込まれたことによる遅延の場合は延長保育料がかかります。

※延長保育料の支払いが滞る場合、延長保育利用ができなくなる場合があります。

※利用できる時間は原則 **勤務時間＋通勤時間** となっております。

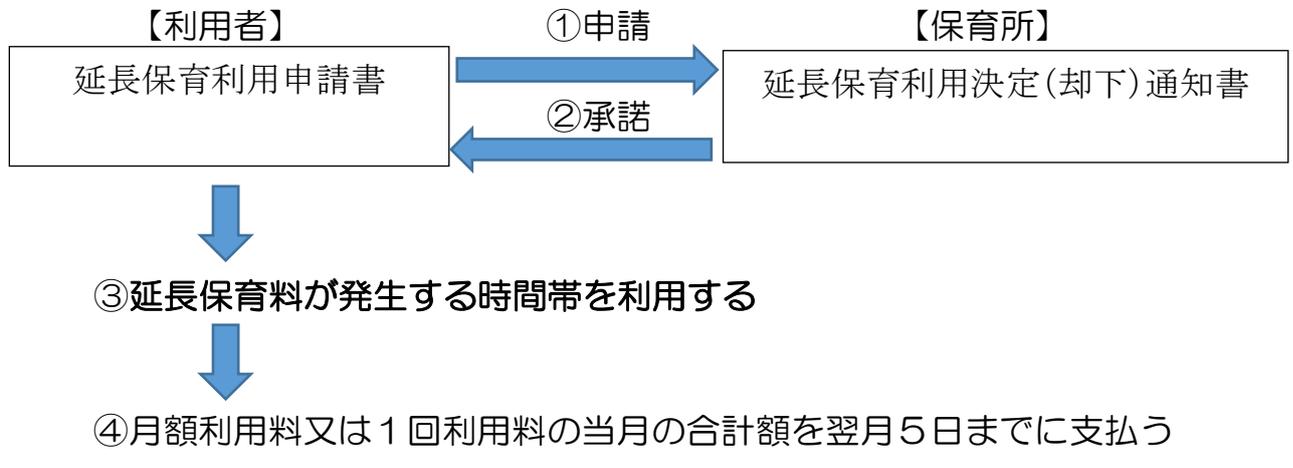
補足のある場合は特記事項に記入して下さい。延長保育料の部分も必ずチェックしてください。

※延長保育時は、人数により通常の保育室とは異なる保育室を使用することがあります。玄関のボードをご覧くださいその保育室までお越しください。



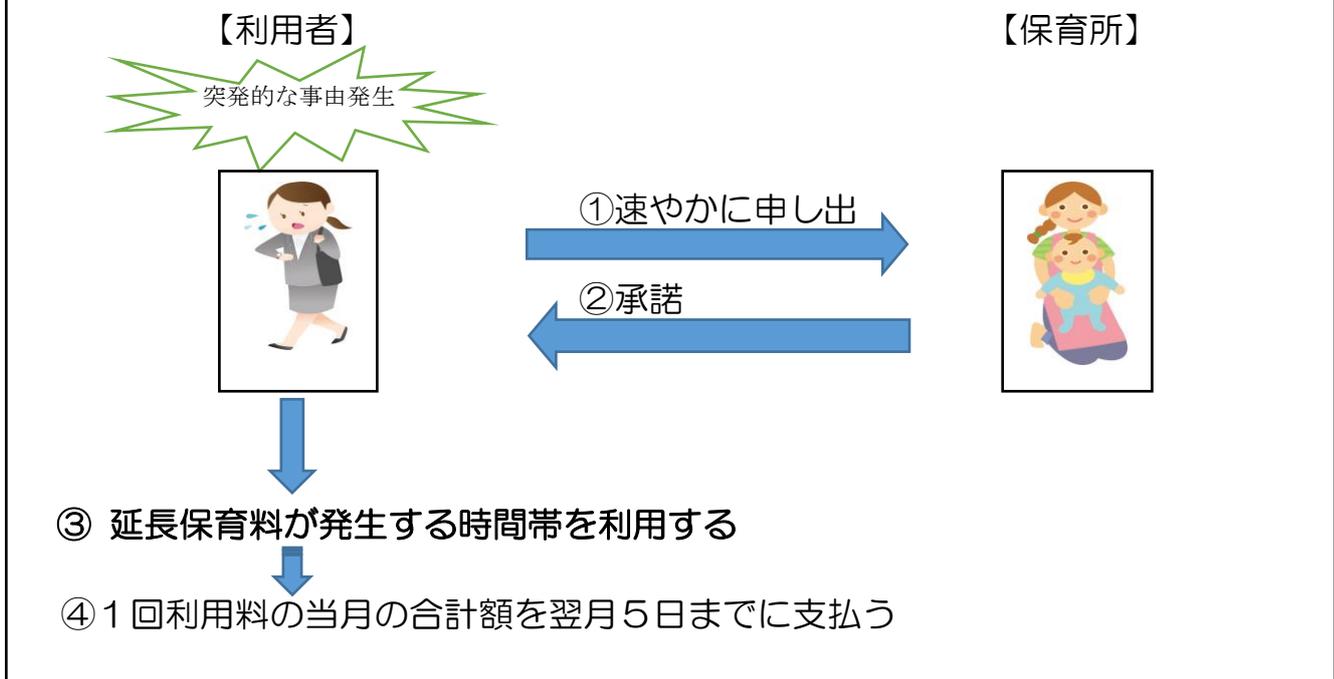
定期的な延長保育利用の方の場合

- 定期的に延長保育を利用する方（保育標準時間の児童）



臨時延長保育利用の方の場合

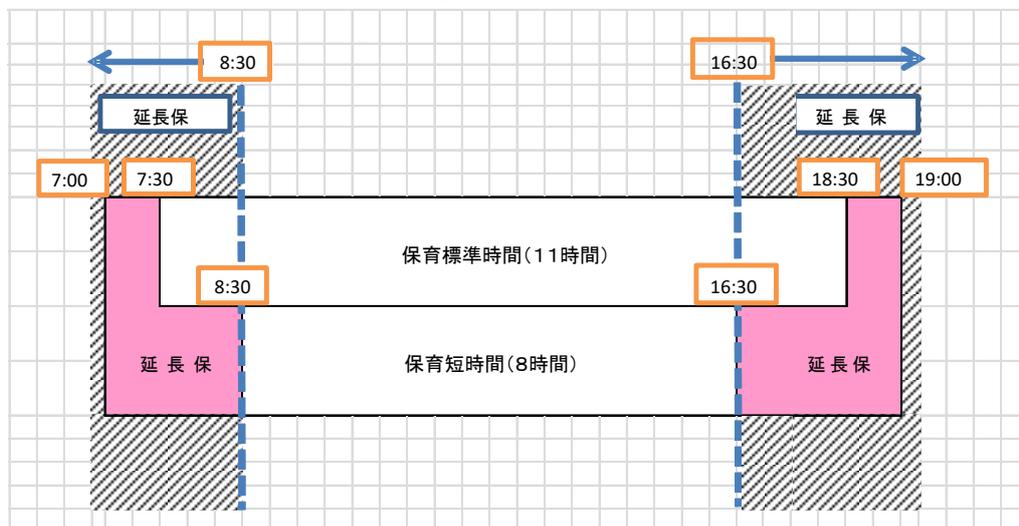
- 突発的な事由により延長保育を利用する方（保育標準時間・短時間の児童）



延長保育と延長保育利用料金の関係について

延長保育 …… 通常保育(8:30～16:30)を超えて利用が必要な場合で、利用申請が必要な時間

延長保育利用料金 …… 認定区分に応じて、利用に料金が発生する時間帯
 (保育標準時間) 朝7:00～7:29/夕18:31～19:00
 (保育短時間) 朝7:00～8:29/夕16:31～19:00



《 延長保育料 》

認定区分に伴う最大利用時間を超える利用について、以下のとおり延長保育料を設定いたします。

1. 延長保育の設定について

	保育標準時間認定	保育短時間認定
利用時間 (認定区分に伴う最大利用時間)	7:30～18:30	8:30～16:30
延長保育料の対象時間	7:00～7:29 18:31～19:00	7:00～8:29 16:31～19:00
延長保育料の月額	月額2,000円	—
// 1回利用	100円	1時間につき100円

※1回利用については、朝・夕それぞれに徴収します。

※土曜保育については、これまでどおり通常保育が8:30～12:00、最大でも7:00～18:00までです。(保育標準時間認定においては、土曜の延長保育料はかかりません。また、短時間認定においては、平日の臨時延長保育と同様に延長保育料がかかります。)

※保育短時間認定で月極め利用は想定しておりません。常態として延長保育に該当するような場合は、保育標準時間認定となります。

2. 延長保育の利用について

上記の利用時間は、あくまでも認定区分上の最大利用時間であり、実際のお子さまの保育時間は、従来どおり保育所での延長保育の利用申請において決定する時間となります。したがって、保育標準時間認定になったとしても、実際に必要な時間を超えて、11時間ずっとお子さまを預かるものではありません。

ICT システム（コドモン）の導入について

上尾市立保育所では、保護者の皆様との各種連絡・情報共有の効率や利便性を高めることを目的として、令和4年11月から保育 ICT システム「コドモン」を使用しています。利用には、保護者用スマートフォンアプリのダウンロードとお子様・保護者情報のご登録が必要となります。

【登録方法】

- 1 入所される保育所から、お子様の保護者用アプリの「ID」「パスワード」が記載された案内書を配布します。
- 2 案内書に沿って、保護者用アプリをダウンロードして下さい。
- 3 お子さまと保護者様の情報の登録をお願いします。

保護者情報の登録項目

アプリのダウンロード後、お子様の情報として「氏名」、「ふりがな」、「お誕生日」、「血液型」、「性別」の入力をお願いします。

※項目の一部は保育所側で入力済みの場合があります。「お子様のプロフィール写真」の追加は任意ですが、追加する場合は、お子様の顔が認識できる写真をお選びください。

※上記以外の項目等もアプリ上で入力可能ですが、保育所では上記項目のみ管理しますので、それ以外の項目等を入力した場合は、保護者自身が把握するための情報としてご活用ください。

アプリ利用料

無料でご利用いただけますが、アプリ利用に伴う通信料はご負担いただきます。

対応端末

スマートフォン、タブレット、パソコン

※上記をお持ちでない方、その他ご事情によりアプリのご利用ができない方は、別途保育所までご相談ください。

SNS 利用への注意

近年の情報化技術の発展により、個人に関する情報の公開は非常に慎重に行うべきで、自分以外の家族や他人の個人に関する情報を、本人の許可なく掲載することは、厳に慎まなければなりません。そのため、コドモンで得た情報や写真などを SNS 等へ投稿する行為は控えるようにご協力お願いいたします。

【各種機能】

- ・お知らせ配信機能（施設からのおたより）
- ・出欠・お迎え連絡機能（出欠・お迎えの連絡）
- ・アンケート機能（行事や懇談会などの参加希望日の集計）
- ・登降園管理システム（登降園の打刻システム）
- ・連絡帳機能（家庭での様子、園での様子を情報共有）
- ・成長の記録（身長・体重）
- ・資料室（施設からのおたよりの保管）

※アプリの各機能については別途資料にてご案内いたします。

個人情報保護について

・お子さまご家族の皆さんの個人情報の取り扱いは配布物や掲示物に個人情報が流出しないよう十分に注意し、個人記録等の持ち出し禁止、知りえた情報を他に漏らすことのないように徹底しております。

写真・ビデオ撮影の取り扱いについて

・保育所では、小さな行事を中心に日々の生活や、あそぶ様子を撮影しています。また、保育の資質向上のために、ビデオ撮影をしたものを、研修に使用させて頂くことがあります。不都合がある場合、担任までお知らせください。

尚、ご家庭で SNS などに写真を載せる場合、個人情報に十分配慮ください。

小学校との連携について

「保育所児童保育要録」「上尾市接続期プログラム」

保育所では、小学校入学時の接続を円滑にするため、上尾市接続期プログラム集を作成し、教育活動の指針として活用しております。また、保育所保育指針に基づき、保育所に入所している子どもの就学に際し、子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を保育所から就学先となる小学校に送付いたします。

職員の研修について

保育所に求められている質の高い保育・多様な保育ニーズへの対応・子育て支援サービスに、職員の自己学習や保育活動での経験及び研修を通して深められた知識や技術・並びに人間性が実践として活かされるよう、仕事での研修、また、個人で休暇を利用した研修等に参加し、自己研鑽に努めています。

<公の主催研修>

市役所主催研修・保育課主催研修・保育所領域別研修
県保育士会研修・社会福祉協議会研修 など

<保育所学習会>

安全委員学習会・救急法・自主学習会・子育て講演会 など

その他

<全国で行われる研修>

全国人権保育研究集会・関東女性集会

<専門家による巡回相談>

年数回専門家が保育所を巡回し、保育方法のアドバイスを受け、実践に役立てています。

保育所の自己評価について

保育所では、自らの保育を職員間で振り返ることにより、乳幼児期の子どもの成長・発達を支える保育の専門機関として、ひとり一人の子どもへの理解を深め、保護者との信頼関係を築き、保育の質の向上を図る目的で行なっています。

安全管理について

放射能測定

近隣の小学校で行っています。

防犯カメラの設置

駐車場に2台設置し事務室内で、来訪者等随時確認しています。

ヒヤリ・ハットマップ

事故を予防する為、過去の怪我の記録等を参考にして、危険場所を把握しています。怪我に至らない事例についても検証を進め、ヒヤリ・ハットマップに表示し、事故の防止、再発防止に努めています。

訓練

不審者や怪我、行方不明等を想定した危機対応訓練を年間10回以上、地震・火災を想定した避難訓練を毎月1回行っています。

子育て電話相談について

市立保育所では、市民向け育児電話相談を受け付けています。子育てに関する不安や悩みをお持ちの保護者を対象に、保育士による育児相談を行っています。睡眠、食事、身体発達、言語、情緒など、日ごろの子育ての中で心配なことがありましたら、ご利用ください。

相談日： 毎週月曜日～金曜日

時 間： 午後1時～3時

赤ちゃん駅の設置

「赤ちゃん駅」とは、誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。上尾市内の公共施設には「赤ちゃん駅」が設置されています。上尾西保育所にも設置されており、赤ちゃんのおむつ替え用マットを用意しております。

意見、要望について

意見箱を設置しております。(図書コーナー緑ポスト)お気づきの事、改善して欲しい事がありましたら備え付けの用紙にご記入いただき、投函してください。提出していただいたご意見・ご要望を十分検討し、文書にて回答いたします。匿名のものについては、掲示板にて回答いたします。 保育課 E-mail アドレスは s172300@city.ageo.lg.jp

苦情受付担当者	主任保育士
苦情解決責任者	保育所長
苦情解決総括責任者	上尾市 保育課
苦情解決第三者委員	小杉 道郎 ・ 鈴木 宏明 ・ 甲原 裕子

災害時について

- * 地震、火災等の災害時には上尾西保育所の園庭及び春日第二公園に避難し、保護者の方のお迎えをお待ちし、園庭・公園が困難な状況になったら、上尾高校へ避難します。その時は災害用伝言ダイヤルやコードモンにてお知らせします。

上尾西保育所	TEL 048-772-3544
上尾高等学校	TEL 048-772-3322
上尾市役所	TEL 048-775-5111
保育課	TEL 048-775-5044

災害用伝言ダイヤルの使用方法(安否確認)

- ① 「171」をダイヤル
- ② 音声案内に従い「2」をダイヤル
- ③ 保育所電話番号「048-772-3544」をダイヤル
- ④ 伝言内容を聞く
- ⑤ 電話を切る。(間違えて録音をしないように気を付けてください)

災害時の対応について

市立保育所では、災害時情報配信は、コードモンを利用して情報を提供しています。また、災害伝言ダイヤルの設定や避難場所についても、各保育所でお知らせします。

《 紙おむつ等サブスクサービスについて 》

保護者の負担軽減等を目的として、ご家庭からオムツを持参することなく保育所が発注・保管する紙おむつとおしりふきを定額で利用できるサービス「おむつのサブスク」(希望者)を導入しております。

《 写真販売について 》

オンライン写真販売サービス「そだちえ」を導入しております。園での様子や行事の写真を閲覧・購入できます。利用には、会員登録が必要になります。



風水害等の災害時における臨時休園の基準について

近年豪雨や台風など風水害による甚大な被害が発生している状況が続いており子どもの安全を第一に考えるとともに、保護者や保育従事者などの安全も守るため、「風水害等の災害時における臨時休園の基準」を策定しております。この基準に基づき、臨時休園をする場合があります。

また臨時休園決定後に、翌日の保育の代替措置に関しても設定し、災害時において社会的要請の強い職種に限定した保育の受け入れを行います。

※詳しくは、「災害時における代替保育のご案内」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

①臨時休園を行う際の判断基準

基準	防災情報発令時の対応について
対象となる施設	市内全ての認可保育施設
運用開始日	令和2年10月15日
対応方針の位置付け	風水害など予期可能な災害発生時の臨時休園の措置を明示。 (意思決定は保育実施主体である上尾市)
防災情報発令時の対応 (災害前日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると事前に判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・JR東日本が翌日の計画運休を発表した場合は、市が決定のうえ休園する。 ※いずれの場合も休園決定後に、翌日の保育の代替措置の申請受付を行う。
防災情報発令時の対応 (災害当日)	<ul style="list-style-type: none"> ・市が警戒レベル5相当の自治体防災情報「災害発生情報」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・市が警戒レベル4相当の自治体防災情報「避難指示(緊急)」・「避難勧告」が発令されると判断した場合は、市が決定のうえ休園する。 ・警戒レベル3相当の自治体防災情報「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合は、各園で判断し、市に連絡したうえで、休園・降園する。 ※これ以外の場合でも、浸水想定区域に指定されている保育施設は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

◇自治体防災情報発令時以外の対応について

- ・市は、災害前日にJR東日本の計画運休が発表された場合も休園の措置をとる。
- ・浸水想定区域に指定されている保育施設(西上尾第二、畔吉、ころぼっくる第二、泉の森、つつしが丘)は、災害情報や保育士配置などの状況により、市と協議のうえで、休園・降園措置をとることも可能とする。

②保育の代替措置

項目	内容
代替保育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 市内の全ての認可保育施設に対して、災害前日に市が臨時休園を決定した場合のみ実施する。
保育の代替施設	<ul style="list-style-type: none"> 上尾市立原市保育所（定員 10 名） 上尾市立上尾西保育所（定員 10 名）
代替保育の申込受付	<ul style="list-style-type: none"> 災害前日の臨時休園決定後、代替施設において、申込受付を行う。 ※災害当日の申込受付は行わない。 ※定員に達した時点で締め切る。 ※前日の臨時休園の判断が日曜日、祝日になる場合は、事前受付ができないため、翌日の代替保育は実施しない。
代替保育の対象	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の状況下に仕事をしなければならない「防災関係者（消防署、自衛隊、避難所設置に携わる公務員）」や「医療関係者」、「警察官」、24 時間体制の「高齢者施設」、「障害者施設」に勤務されている方で、いずれもご夫婦で勤務しなければならない家庭やひとり親家庭とする。 ※なお、災害時でも送迎ができる家庭に限る。
代替保育の要件	<ul style="list-style-type: none"> 事前に市保育課に登録している子ども ※事前の登録は毎年必要となります。
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> 1 歳児クラス在籍児童～
保育時間	<ul style="list-style-type: none"> 8 時 30 分～17 時 00 分
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 弁当、おやつ、水筒、着替え（おむつ）、汚れもの入れ用ビニール袋、バスタオル お昼寝用シーツ、上掛け など
その他	<ul style="list-style-type: none"> 災害状況によっては、保育の代替措置を実施しない場合もある（前日判断）。

健康管理について

年間保健行事

内科健診・・・年2回
歯科健診・・・年2回

身体測定

0・1・2才児・・・毎月測定
3才以上児・・・隔月測定

嘱託医の先生

内科医名
たかのこどもクリニック
Tel 776-8181
(医師名 高野 忠将)

歯科医名
井田歯科医院
Tel 771-7911
(医師名 井田 礼)

AED を設置してあります

職員は全員 AED の取り扱い
講習を受けています

コドモンの連絡帳機能でお子さんの健康状態をお知らせください

睡眠時間、朝食、排便、体温を記入していただき健康確認しております。

いつもとお子さんの様子が違うときは、連絡帳機能又は口頭で必ず職員にお知らせください。

こんな時は連絡をします

発熱や嘔吐、ひどい下痢など具合が悪くなったとき、感染症が疑われるとき、あきらかにいつもの様子と違うときなどお子さんの症状によっては連絡をいたします。お迎えをお願いする場合があります。連絡先は明確にお知らせください。

感染性疾患が発生したとき

水痘、風疹、おたふく風邪などの感染症が発生したときは、各クラスに掲示します。また、家庭内で法定伝染病や感染症などが発症した場合は速やかに保育所に連絡してください。(子どもがかかりやすい感染症はP23～P25 をご覧ください)

くすりについて

原則としてお預かりすることはできません。やむを得ない場合のみ、1回分をお預かりします。

薬はそれぞれに名前をつけて与薬票に記入し、薬剤情報提供書を添えて、職員に渡してください。

予防接種について

集団生活なので、体調が良いときに予防接種を早めに受けるようにしましょう。

接種した時は、担任にお知らせください。
(接種日はなるべく安静にしましょう)

熱性けいれん・腕が抜けやすい・アレルギー体質・てんかん・小児喘息など

日常生活において、注意または配慮等を必要とすることがありましたら、所長または担任にご相談ください。

保育所でのケガ・急病等のとき

保護者に連絡し、医師に診てもらいます。連絡がつかない場合、その処置については医師に一任しますので、ご了承ください。また、万一の事故に備えて、日本スポーツ振興センターの災害給付金制度に加入していただいています。

保育所及び登所時・降所時の子どもの事故は、この給付金制度の対象になります。掛金は市と保護者で負担しており、保護者の負担金は年間 240 円です。

予防接種のお願い

保育所は、免疫のない0歳から就学前の6歳までのお子さまが、集団で生活をしております。ひとは病気にかかってはじめて免疫ができますが、感染力の強いものにかかると重症化してしまう病気もあります。安心して保育所生活ができますよう、また、お子さまの健康を守る意味からも予防接種を受けていただくようご協力をお願いいたします。

指定された予防接種は、対象年齢の間は無料で受けられます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

(上尾市東保健センター 電話：048 - 774 - 1414)

受けていただきたい予防接種

四種混合

ヒブ

小児用肺炎球菌

BCG

麻疹風疹混合 (MR)

日本脳炎

水痘

B型肝炎

ロタウィルス



子どもがかかりやすい感染症

病名	主な症状・特徴	潜伏期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	高熱、咳、鼻水、結膜充血、目やに、発しんが出る。	8～12日	解熱後3日を経過していること。
インフルエンザ	突然の高熱、全身倦怠感、食欲不振、鼻水、咳、のどの痛み、関節痛、筋肉痛がある。	1～4日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後、3日を経過していること。(乳幼児の場合)
風しん	発熱、発しん、リンパ節の腫れ。	16～18日	発しんが消失していること。
水痘(水ぼうそう)	発しんは、体幹から全身に現れ水疱となり、その後かさぶたになる。	14～16日	すべての発しんがかさぶたになっていること。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発熱、唾液腺(耳下腺・顎下腺・舌下腺)が腫れ痛む。	16～18日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが現れてから5日を経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
結核	慢性的な発熱(微熱)、咳、疲れやすさ等。	3か月～数10年	医師により感染のおそれがないと認められていること。
咽頭結膜熱(プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14日	発熱、充血などの主な症状が消失した後2日を経過していること。
流行性角結膜炎	目が充血し、目やにが出る。	2～14日	結膜炎の症状が消失していること。
百日咳	特有の咳(コンコン、ヒューヒュー)が特徴で長期に続く。夜間に悪化する。	7～10日	特有な咳が消失していること又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了していること。
腸管出血性大腸菌感染症(O157等)	水様の下痢便や腹痛、血便。	ほとんどの大腸菌 10時間～6日 O157は主に3～4日	医師において感染のおそれがないと認められていること。
急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜の出血、目やに。	ウイルスの種類によって、平均24時間または2～3日と差がある	医師により感染のおそれがないと認められていること。
侵襲性髄膜菌感染症	発熱、頭痛、嘔吐。	4日以内	医師において感染のおそれがないと認められていること。
溶連菌感染症	発熱、のどの痛み・腫れ、舌が莓状に赤く腫れる、全身に発しん。	2～5日	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。

マイコプラズマ肺炎	咳、発熱、頭痛などのかぜ症状が進行し、咳が長引く。	2～3週	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	水疱性の発しんが、口の中や手足の末端にできる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑(りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛が現れ、頬が赤くなり、手足に網目状の発疹が出る	4～14日	全身状態が良いこと。
ウイルス性胃腸炎 ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症	嘔吐、下痢	ノロウイルス 12～48時間 ロタウイルス 1～3日	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること。
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛、のどの奥に水疱ができ、潰瘍となる。	3～6日	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
RSウイルス感染症	発熱、鼻水、咳などかぜ症状が重症化し、ゼーゼーと呼吸が苦しくなる。	4～6日	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと。
帯状疱疹	小さい水疱が神経にそった形で片側に現れる。軽度の痛み、違和感、かゆみ。	不定	すべての発しんがかさぶたになっていること。
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに発しんが出て数日で消える。	9～10日	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと。
アタマジラミ症	吸血部分にかゆみ	10～30日 卵は7日で 孵化	駆除を開始していること。
疥癬(かいせん)	かゆみの強い発しん、手足等に線状の隆起した皮しん。(疥癬トンネル)	約1か月	感染する事も考えられるため、医師において感染のおそれがないと認められていること。
伝染性軟属腫(水いぼ)	白から淡紅色の丘しんで、大きくなると中央にくぼみがある。	2～7週	伝染性軟属腫(水いぼ)から滲出液が出ているときは被覆すること。
伝染性膿痂しん(とびひ)	湿しんや虫刺されなどをかきこわし、細菌感染を起こし、水ぶくれ、びらん、かさぶたができる。	2～10日 長期の場合もある	病変部を医師から処方された外用薬で処置し被覆すること。
B型肝炎	ウィルスが肝臓に感染し、炎症を起こす。	急性感染 45～160日 (平均90日)	医師において感染のおそれがないと認められていること。

新型コロナウイルス感染症	発熱、呼吸器症状、頭痛、倦怠感、消化器症状、鼻水、味覚異常、嗅覚異常	約 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること。 ※無症状の感染者の場合は、検体採取日 0 日目として、5 日を経過すること。
ヒトメタニューモウイルス感染症	咳、鼻水、発熱などから、一部、気管支炎や肺炎をきたすことがある。	4 ～ 6 日	発熱、咳などの症状が安定し、全身症状が良いこと。
デング熱	突発の発熱、頭痛、眼窩痛、筋肉痛、関節痛、発しんなど。	2 ～ 1 4 日	回復し、全身状態が良いこと。

※感染症にかかったまたはその疑いがある場合は、子どもの体調ができるだけ速やかに回復するように完治するまで休ませ、再登所する時は医師の診断に従いましょう。

保育所とくすり

保護者の皆様へ



新しい環境での生活が始まり、お子さんは精神的に不安定な状態になりがちです。熱が出たり、食欲がなくなったり、機嫌が悪くなったりします。ご家庭においても健康管理には十分気を配ってあげましょう。

保育所は、楽しく元気に遊ぶところです。
原則としてくすりはお預かりできません。



(日本保育園保健協議会では、下記の規定が示されています。これに沿って与薬致しますのでご協力をお願いいたします。)

* お子さんのくすりは、本来は保護者が登所して与えていただくものですが、やむを得ない理由で保護者が来所できないときは、保護者と保育所で話し合いの上、保育所の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期するため「与薬票」に必要事項を記載し、くすりに添付して職員に手渡ししてください。

* くすりは、お子さんを診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限り、保護者の個人的な判断で持参したくすり(予防するための市販薬)は、保育所としては対応できません。また頓服薬についても判断が難しいため対応できません。長期に続けて飲まなければならぬくすりの場合はご相談下さい。



* 診察を受けるときは、保育所に通っていることを伝えてください。また保育所では原則としてくすりの使用ができないことを医師に伝えて下さい。

* 1日3回飲ませるくすりは、「朝」・「保育所から帰ってからすぐ」・「寝る前」の3回に、または「朝」と「夜」の2回にしてもらえるように医師に相談してください。

* 時間で飲ませるように指示された時(4時間おき、6時間おきなど)は、症状が重い状態なので、できるだけ家庭でゆっくり休ませるようにして下さい。

【やむを得ず「くすり」を持参する場合】

- 1、必ず与薬票に記入し、処方されたくすりに添付してください。
- 2、くすりは1回ずつに分けて、袋や容器にお子さんの名前を記載して、当日のみ職員にお渡しください。
- 3、薬剤情報提供書がある場合は、その写しを添付してください。
- 4、コドモンや口頭で、重ねてくすりがあることを必ず担任にお知らせください。
- 5、くすりは事務室で一括管理します。



※気管支拡張テープを張ってくる場合、テープに日付・お子さんの名前を記入し、コドモンに貼ってある部位を記入してください。なお、貼り替えは行いません。

「災害共済給付制度」について

保育所の管理下でけがをして医療機関を受診した時



原則

窓口支払総合計が、
¥1,000 以上だった場合

(独)日本スポーツ振興センターの医療費給付を申請する。

概要

保育所の管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付金(医療費、障害見舞金、死亡見舞金)の支給を行うもので、その運営に要する経費を、国・保育所設置者(上尾市)・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

給付対象

保育所管理下(登所、降所時含む)におけるけがにより、医療機関にかかり、その窓口支払総合計が ¥1,000 以上(再診分合算、薬剤費含む。保険外費用は対象外)である場合。

給付額

医療費総額の自己負担分(2割)を一度窓口でお支払いいただきますが、後日、指定口座に医療費総額の4割が支給されます。

◎例：初診料、再診料及び薬剤費を含む医療費総額が ¥5,000 であった場合

(医療機関で)保護者には、自己負担分の ¥1,000 (2割) を窓口でお支払いいただきます。

(後日振込で)センターから、自己負担分 ¥1,000 + お見舞金 ¥1,000 = ¥2,000

(総額の4割)が支給されます。

※その他、障害見舞金、死亡見舞金の給付があります。

掛金

児童1人の掛金は年間365円ですが、保護者の掛金は240円です。設置者が125円負担します。

例外

窓口支払総合計が、
¥1,000 未満だった場合

上尾市「こども医療費」の支給を申請する。

上尾市「こども医療費」とは…

概要

こどもが、医療機関などで保険診療を受けた場合、自己負担した医療費の一部を助成する制度です。15歳に達する日以降の3月末日まで対象になります。

支給対象

各医療保険制度の自己負担額

※ 保険外費用は支給対象外です。詳しくは、上尾市子ども支援課にご確認ください。

請求方法

- ① 上尾市子ども支援課で「こども医療費受給資格証」の発行を受けてください。
- ② 診療月の翌月以降に所定の申請書と領収書を上尾市子ども支援課に提出してください。後日、指定口座に振り込みます。

◎お願い◎

- ① 医療機関への再診の付き添いは保護者の方をお願いしております。保育所の人員にも限りがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 市の条例により、原則的にこども医療費助成制度を適用せず、一度窓口払いを行っていただきます(「(独)スポーツ振興センター」の欄参照)。
- ③ 治癒後、窓口支払総合計が ¥1,000 未満だった場合は、領収書が必要となりますので、保存しておいてください(「上尾市こども医療費」の欄参照)。

※ 医療機関の窓口支払い額にかかわらず、選定療養費(高度・専門医療を行う200床以上の病院を受診するときに係る費用)は、スポーツ振興センター医療費給付・こども医療費いずれも対象とはなりません。

子育て支援

★病児・病後児保育について★

上尾市では、病気のお子さまを保護者の方に代わって保育する病児・病後児保育を行っています。現在病児・病後児保育室2ヶ所、病後児保育室2ヶ所 合計4か所の施設があります。病気の症状(急性期、回復期)によって、実施施設が異なります。

※詳しくは、「病児・病後児保育事業のお知らせ」をご覧ください。各保育所・保育課までお問い合わせください。

(病児・病後児保育施設)

医療機関併設のため、病気の急性期から回復期までお預かりできます。

※開設日時：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後6時

8時30分には、医師の診断があります。

かわかみこどもクリニック《オープンセサミ》

- ・上尾市藤波3-187 TEL：048-789-3116
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

さくらクリニック《どんぐりルーム》

- ・上尾市大字上尾村542-1 TEL：048-871-8630
- ・受入年齢：生後6ヶ月から

(病後児保育施設)

保育園併設のため、看護師が常駐し、病気の回復期のお子様をお預かりします。

※開設日時・月曜日～金曜日 8：00～18：00

ころぼっくる保育園《たんぽぽ》

- ・上尾市小泉5-7-4 TEL：048-771-2701
- ・受入年齢：生後7ヶ月から

ゆうゆうくじら保育園《くじらのおうち》

- ・上尾市原市3870-1 TEL：048-721-3781
- ・受入年齢：生後2ヶ月から

急病の時

小児科・内科・外科(休日のみ)

(平日夜間、日曜日、祝日、年末年始)上尾医療センター

上尾市緑ヶ丘2-2-27 TEL 774-2661

(受付)20:00～21:30 (診療)20:00～21:00

歯科

(休日)北足立歯科医師会休日診療所

鴻巣市赤見台1-15-23 TEL 048-596-0275

(診療日)日曜日・祝日(年末年始を除く)

小児救急電話相談の紹介

小さなお子さまをお持ちの保護者の方が、休日、夜間の急な子どもの病気にどう対応したらよいのか、病院の受診を受けたほうがよいのかなど判断に迷った時に、小児科医師、看護師への電話による相談ができるものです。

この事業は、全国同一の短縮番号 #8000 をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さまの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院のアドバイスを受けられます。

小児救急電話相談連絡先

埼玉 048-833-7911

月曜日～土曜日 午後7時から午後11時まで

日曜、祝祭日、年末年始 午前9時から午後11時まで

ファミリー・サポート・センター TEL 777-0941 (平塚 724 社会福祉協議会内)

子育ての援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員とした組織で、会員同士が助け合い、安心して育児ができるよう支援しています。

(保育園、幼稚園等への送迎・登所前、降園後のお子さまを預かる・学校の放課後、学童保育終了後にお子さまを預かる・育児者が病気、出産等臨時的、突発的に育児が出来ないお子さまを預かる・その他やむを得ない事情により一時的にお子さまを預かる)

対象年齢(0歳～小学6年生) 時間(7:00～19:00)

★休日保育について★

上尾市では、私立保育園2か所(保育園アミ・クレイシュ、うぐす保育園上尾春日)で休日保育を実施しています。対象児童は1歳児クラス(4月1日時点で満1歳以上)から小学校就学前までの児童です。

(利用できる曜日と時間)

曜日:日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。

ただし年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

※日曜から土曜日までの1週間において、平日及び土曜日の利用と合わせ、6日間の利用の範囲に限ります。休日保育を利用した場合は、平日1日保育所はお休みしていただくようになります。

(利用料) 通常保育の保育料に含まれます。

(定員) 10名

(利用方法) 実施保育園に直接登録申請をしてください。その際、勤務証明書が必要となります。

利用登録・利用予約・お問い合わせ

保育園 アミ・クレイシュ

・上尾市浅間台1-18-30 TEL:048-777-0234

うぐす保育園 上尾春日

・上尾市春日1-21-7 TEL:048-770-0880

次のような場合には、保育所又は保育課に届出をしてください。

1. 家族の状況に変更があった場合の届出

内容		提出書類		提出期限
①	住所の変更	支給認定変更申請書		変更を適用させたい月の前月20日まで。
②	氏名の変更	支給認定変更申請書		
③	家族構成に変更がある場合	妊娠・出産	支給認定変更申請書 母子手帳の出産(予定日)が分かるページのコピー	
		結婚	支給認定変更申請書 ①配偶者の就労証明書 ②配偶者の住民税課税証明書	
		離婚	支給認定変更申請書 調停中の場合…事件係属証明書または夫婦関係等調整調停申立書(裁判所の印があるもの)	
		同居家族増	支給認定変更申請書	
		死亡	支給認定変更申請書	
税額(所得税・住民税)に変更があった場合		支給認定変更申請書		
勤務内容(会社、勤務場所・時間・日数)が変わったとき		支給認定変更申請書と就労証明書 ※利用時間(保育標準時間・保育短時間)の変更を希望する場合は、申請書にその旨を記入		
育児休業を取得・復帰した		取得…休業期間が明記された就労証明書 復帰…就労証明書		

2. 保育所入所要件(保育が必要な条件)に該当しなくなった場合の届出

保育所入所要件に該当しなくなった場合は、原則退所となります。**保育の実施解除申出書**をご提出ください。

継続して保育が必要な場合は、新たに「保育が必要なことの証明書(就労証明書、診断書等)」が必要となります。

入所要件非該当事由	保育所入所継続要件
① 仕事を辞めたとき	入所要件非該当後、支給認定変更申請書及び誓約書を提出し、2ヵ月以内に保育が必要なことの証明書を提出。
② 傷病者が回復し、保育ができる状態になったとき	
③ 出産要件入所で出産後3ヵ月経過するとき	出産後3ヵ月末までに保育が必要なことの証明書を提出※1

※1 仕事をしていた方が出産に伴い、仕事を辞めた場合、出産予定日の3ヵ月前より保育所入所要件が「出産」となります。出産後3ヵ月までに証明書が提出されない場合は、退所となりますのでご注意ください。

○育児休業中の保育所入所制限について

現在入所中の児童については、原則として育児休業の対象となった児童が1歳6ヵ月になる月の月末までが入所期限です。入所継続の条件としては、入所期限の翌月中に復帰することが必要となります。

その他ご不明な点等ございましたら、上尾市役所保育課までお問合せください。

年間行事予定

月	行 事
4	入所進級式★ クラス懇談会★
5	内科健診 歯科健診 懇談会★ 親子交流会★
6	プール開き 夏祭り★
7	七夕
8	夏期保育期間
9	お月見
10	運動会★ 懇談会★
11	内科健診 歯科健診 総合避難訓練 年長児卒園遠足 未満児交流会★
12	もちつき お楽しみ会
1	保育報告会(まとめの懇談会)★
2	節分
3	ひな祭り お別れ会 卒園式★

*日程は変更することもあります、ご了承ください。

保護者参加の行事(★)

(毎月の行事)

身体測定(0,1,2才児) ※3,4,5才児は隔月に行います。

誕生会 避難訓練(地震、火災) 杉の子役員会 危機対応訓練



(その他の行事)

支援センター交流保育 園庭開放 つくし学園交流

危機管理訓練(不審者侵入、行方不明、延長保育中の怪我、延長保育中の怪我等)

(クラス懇談会、個別懇談、保育参加) *感染症の状況によって開催します。

- ・ 懇談会は年4回(クラスの状況に合わせて日程決定)
クラスの状況に合わせて懇談がクラス、グループ、個別と変わります。
- ・ 保育参加(保育士体験)も行なっています。5月～2月の期間でぜひご参加ください。
(5才児クラスのみ12月まで)
- ・ クラスによって異なりますのでご了承ください。





上尾西保育所

おさんぽマップ

